

平成三十年十二月改正

東京都学生弓道連盟規約

目次

第一編	機構	
第一章	総則	一
第二章	組織	一
第三章	事業	一
第四章	役員	二
第五章	会議	三
第六章	加盟・脱退・懲戒	四
第七章	会計	五

一 一 二 三 四 五

第二編	競技規則	
第八章	審判規定	六
第九章	競技規定	七
	第一節 総則	七
	第一款 競技	七
	第二款 行射	八
	第二節 リーグ戦規定	八
	第三節 女子部リーグ戦規定	一三
	第四節 新人戦規定	一七
	第五節 女子新人戦	一九
	第六節 百射会規定	二一
	第七節 女子部記録会規定	二二
	第八節 全関東学生弓道選手権大会規定	二三

東京都学生弓道連盟規約

第一編 機構

第一章 総則

《名称》

第一条 本連盟は東京都学生弓道連盟と称する。

《連盟の目的》

第二条 本連盟は弓道を通じて各大学の親睦を図り、弓道の研究とその発展を期することを目的とする。

《経過規定・遡及効》

第三条 ①本連盟規約施行と同時に昭和五十年施行の東京都学生弓道連盟規約は廃止する。

②改正後の規約の規定は、改正前に生じた事項にも適用する。但し、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

第二章 組織

《連盟の地位・組織》

第四条 本連盟は他の全国八地区の学生弓道連盟と共に全日本学生弓道連盟を組織する。

《連盟の構成》

第五条

①本連盟は都内の加盟校の弓道部により構成する。
②本連盟女子部は都内の加盟校弓道部女子部により構成する。

《本部》

第六条

本連盟の本部は東京都内に置き、日本武道館学生武道クラブ内とする。

第三章 事業

《事業》

第七条

本連盟は第二条の目的遂行のため次の事業を行う。

- 一、リーグ戦・女子部リーグ戦
- 二、新人戦・女子部新人戦
- 三、百射会
- 四、女子部記録会
- 五、全関東学生弓道選手権大会
- 六、機関誌『学生弓友』の発行
- 七、その他本連盟の目的に適する事業

第四章 役員

《役員》

第八條 本連盟に次の役員を置く。

- 一、 会長 一名
- 二、 副会長 若干名
- 三、 顧問 若干名
- 四、 委員長 一名
- 五、 副委員長 若干名
- 六、 副委員長(会計) 一名
- 七、 副委員長(総務) 一名
- 八、 副委員長(女子部委員長) 一名
- 九、 副委員長(女子部副委員長) 一名
- 十、 専任委員(会計) 一名
- 十一、 専任委員(書記) 若干名
- 十二、 女子部運営委員 若干名

《会長・副会長・顧問》

第十條 ①会長は本連盟を代表する。副会長は会長に事故があるとき会長の職務を代理する。

②顧問は本連盟の運営の円滑化のため助力にあたる。

《委員長・副委員長》

第十一條 委員長は本連盟の業務を総理する。副委員長は委員長に事故があるとき委員長の職務を代理する。

《専任委員・女子部運営委員》

第十二條 専任委員書記・女子部運営委員は本連盟の業務を補助する。

《任期》

第十三條 ①会長・副会長・顧問の任期は九月一日より翌々年の八月三十一日の二年間とする。但し、再選を妨げない。

②委員長・副委員長・専任委員・女子部運営委員の任期は九月一日より翌年の八月三十一日の一年間とする。

③補欠によって役員になった者の任期は、前任者の残余期間とする。

《選出》

第九條

①会長・副会長は総会の承認を経てこれを推薦する。但し、会長・副会長は加盟大学のOBとする。

②顧問は加盟大学のOB団体より推薦し、総会の承認を経て会長がこれを委託する。

③委員長・副委員長・専任委員・女子部運営委員は総会の承認を経て任命される。

第五章 会議

《会議の種類》

第十四条 本連盟の会議は、総会・研修会・委員会とする。

《総会の地位》

第十五条

- ① 総会は本連盟における最高議決機関である。
- ② 主将または主務等の加盟校代表者の会議を以て総会とすることが出来る。

《定時総会》

第十六条

- ① 定時総会は年一回、九月のリーグ戦開始一週間前までに開くものとする。
- ② 定時総会の招集は会長が行い、委員長が議長となる。

《臨時総会》

第十七条

- ① 臨時総会は、委員長が必要と認めるとき開くことが出来る。但し臨時総会の招集は委員長が行う。
- ② 加盟校の過半数の請求があった場合、委員長は臨時総会を招集しなければならない。

《定足数》

第十八条

総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状の提出がなければこれを開くことが出来ない。

《決議の内容》

第十九条

総会では次の事項を決議する。

《議決権の行使》

第二十条

- 一、規約の変更
- 二、毎事業年度の事業計画
- 三、収支予算、事業報告並びに収支決算
- 四、連盟費並びにその他分担金の徴収方法
- 五、その他重要事項

総会の議決権は各大学一票とし、各大学の代表者一名がこれを行使することが出来る。

《議決の方法》

第二十一条

総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十二条に従う。

《規約の改定》

第二十二条

本規約の改正は、総会において出席校の三分の二以上の議決を必要とする。

《学生合同研修会》

第二十三条

学生合同研修会は、加盟校間の親睦を図るため、年一回十二月に行う。

《委員会》

第二十四条

委員会は、本連盟主催の公式試合、またはその他の事業における連絡事項伝達のために行う。

第六章 加盟・脱退・懲戒

《本連盟への加盟》

第二十五条 本連盟への加盟を希望する大学は、会長宛に書面をもって申込み、総会において加盟校の過半数の議決をもって承認されることを要する。なお本連盟女子部へ加盟する場合も同様とし、加盟校の過半数の議決を必要とする。

《本連盟からの脱退》

第二十六条 本連盟からの脱退を希望する大学について、本連盟は脱退の理由が正当と認められた場合、これを許可することが出来る。

《懲戒処分》

第二十七条 ①加盟校が本連盟の目的にそぐわない不都合な行為をした場合、本連盟はこれを懲戒することが出来る。

②懲戒は次の方法で行う。

- 一、始末書提出
- 二、正当な理由抜きに
イ、締め切り日に遅れた場合、始末書提出とする。それでも改善が見られなければ三千円罰金を徴収する。
- ロ、試合等の運営に重大な支障をきたした場

合は、始末書に加え五千円罰金を徴収する。

三、本連盟主催の大会・試合への一定期間出場停止

四、本連盟主催の大会・試合への一月間出場停止

五、本連盟主催の大会・試合への無期限出場停止

③始末書の提出は本連盟の権限においてこれを要請することが出来る。

④出場停止処分をする場合、総会において加盟校の三分の二以上の議決を必要とする。

⑤無期限出場停止の大学が復帰する場合、総会において加盟校の三分の二以上の議決を必要とする。

《除名処分》

第二十八条

①加盟校が本連盟の目的にそぐわない不都合な行為をした場合、本連盟は総会において当該校を除く全会一致を以てこれを除名することが出来る。

②除名された大学から復帰の申請があった場合、本連盟は総会の三分の二以上の議決を以てこれを復帰させることが出来る。

第七章 会計

《細則への委任》

第三十四条 その他会計に関する事項は細則によって定める。

《会計年度》

第二十九条 本連盟の会計年度は毎年九月一日より始まり、翌年八月三十一日に終了する。

《会計担当者》

第三十条 本連盟の会計事務は会計がこれを行う。

《会計報告》

第三十一条 会計は会計簿を作成して、常に会計状態を明らかにし、定時総会において会計報告を行わなければならない。

《財源》

第三十二条 本連盟の経費は、次の収入を以て財源とする。

- 一、加盟校の連盟費・部員登録費
- 二、加盟校の大会参加費
- 三、援助金・負担金
- 四、寄付金・その他

《納入期日・罰則金》

第三十三条 ①前条に関する連盟費等は、本連盟が指定する日時までに納入することを要する。
②正当な理由なくして納入期日を過ぎた場合、罰則金を科す。罰則金は五千円とする。

第二編 競技規則

第八章 審判規定

《競技審判規定について》

第三十五条

本連盟主催の公式試合における競技審判規定は、本連盟の規定に依る。また特に指定の無い場合本連盟の公式試合においては矢声を禁止しないものとする。

《審判判定》

第三十六条

① 審判判定は本連盟規約及び全日本学生弓道連盟規約に基づいて行う。

② 本連盟規約に明記されていない競技規定は、全日本学生弓道連盟規約を適用する。

③ 審判判定は絶対とする。

《的中規定》

第三十七条

① 次の各号に該当する矢は的中とする。

一、矢が的輪の中で、的枠内に入った場合。但し、矢が折れた場合、または筈が飛んだ場合も的中とする。

二、矢が的を射抜いて塚に入り、的面に見えない場合。

三、矢が的枠の合わせ目に中った場合。

四、矢が的に中り、的が塚から転落したが、矢は

的に付いたままである場合。

五、矢が別の矢の筈を射て中った場合。但し、その筈が的枠の内側にあるか外側にあるのかは問わない。

六、的枠を内側から外側に射抜いた場合。

② 次の各号に該当する矢は外れとする。

一、候串に中った場合。

二、矢が掃き中りした場合。

三、矢が的または的枠に中って飛び返った場合。

四、矢は的に中ったが、的が塚から転落し、矢が的から離れた場合。

五、矢が別の矢を射て外れた場合。

六、的枠を外側から内側に射抜いた場合。

七、本条第一項に該当しない場合。

③ 行射終了後、的中確認をする前に矢または的に接触した場合、その的全ての矢を外れとする。なお、接触行為の有無に関する判断は審判が行う。

④ 的直し等においても的中確認を要する。但し以下の場合には的中確認の必要はないものとする。

一、行射前に的直し等を行う場合。

二、行射前の段階、もしくは空筈等で道場内に矢が残った場合。その際、その矢のみ無効とす

る。該当する矢は安全確認をした上で、選手自身の判断で処理してよい。

《細則への委任》

第三十八条 その他審判の方法に関する事項は細則によって定める。

第九章 競技規定

第一節 総 則

第一款 競 技

《競技期日・方法の決定》

第三十九条 競技期日及び方法は、本連盟より加盟大学に連絡する。なお、競技方法を変更する際は総会において決定する。

《競技期日の延期》

第四十条 原則として競技の延期・繰り上げ・中止はこれを認めない。但し試合運営に支障が生じる場合は委員長
の判断によりこれを認める。

《出場資格》

第四十一条 ① 選手の出場資格は、当該大学の在学し、本連盟に部員登録した者のみこれを有する。
② 出場資格は、当該大学通常在籍期間中とし、留年

により通常在籍期間を超える者の出場資格はこれを認めない。但し休学はその限りでない。(普通大
四年、短大二年、医系大六年、五年制の夜間大学
五年)

五年)

③ 本連盟への部員登録は全日本学生弓道連盟への部員登録を以て行い、全日本学生弓道連盟の定める期日に行う。但し、追加部員登録は随時認める。

《弓具の規制》

第四十二条

本連盟の主催する全ての競技は、日本弓を以て行う。

《的の規制》

第四十三条

① 的は枠の深さ九・一センチ(三寸)とし、約三六・四センチ(一尺二寸)の星的にして星は約一二・一センチ(四寸)とする。

② 的の位置は各大学及び試合会場の定める高さにして距離は射位よりの中心まで二八・一メートル(一五間三尺)とし、候串を使用して固定する。

③ 本連盟の主催する全ての競技は、原則として紙的を以て行う。

《細則への委任》

第四十四条 その他競技の方法に関する事項は、細則によって定める。

第二款 行 射

《引き直しの規則》

第四十五条

- ① 打起しを開始した以降の引き直しはこれを認めない。但し、試合運営に支障が生じる場合を除く。
- なお、試合運営に支障が生じる場合とは突発的な災害や事故及び危険な場合であり、引き直しに該当するかどうかの判断は審判が行う。
- ② 打起しの基準は、本弭が膝頭から離れた瞬間とする。
- ③ 当該校が引き直しを主張できるのは当該選手が次の矢の打起しを行うまでとする。但し、最終矢に關しては、的中確認まで主張できるものとする。

《監督・介添の指導》

第四十六条

- ① 選手が射位にいるとき監督・介添・観客・選手間で次の行為をしてはならない。
- 一、選手の体に触れて指導すること。
- 二、選手の狙いを見て伝えること。
- 三、射位より前に出ること。
- 四、選手が審判の死角となる位置に出ること。
- ② 前項の行為を行った場合、該当する全体的な矢を外れとする。
- ③ 審判が必要と認めた場合、前項第三号に該当する

行為を許可する。

- ④ 本座線を越えて選手を指導できる介添えは、各立につき一名のみとする。

《矢返しの禁止》

第四十七条

原則として立中の矢返しは認めない。

《細則への委任》

第四十八条

その他行射に関する事項は、細則によって定める。

第二節 リーグ戦規定

《開催期日及び開催期間》

第四十九条

リーグ戦は年一回秋に行う。また、リーグ戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。

《勝敗の決定》

第五十条

勝敗は的中数の多少によって決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第五十一条

- ① 的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。
- ② 前項によってもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。
- ③ 競射の先攻・後攻は一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。

《参加資格》

第五十二条 参加資格は本連盟に加盟する大学のみ有する。

《出場資格》

第五十三条

- ① 出場資格については第四十一条に準じる。
- ② 出場資格のない選手が出場した場合、当該選手の矢は全て外れとする。
- ③ リーグ戦に参加する部員は定時総会の前日迄に部員登録を完了していなければならない。

《リーグ戦と女子部リーグ戦との区分》

第五十四条

以下の場合、女子部員はリーグ戦出場を一試合三名まで認める。但し、リーグ戦に登録した女子部員は女子部リーグ戦への登録を認めない。またリーグ戦に出場した女子部員は伊勢大会への出場資格はないものとする。この制度の適用申請はその年の定時総会までとする。

- ① 当連盟女子部に加盟していない大学
- ② 男子部員が八人未満の大学
- ③ 女子部員が四人未満の大学

《リーグ編成》

第五十五条

① 加盟校は一部・二部・三部・四部・五部に分類し、三部はA・Bに分割、四部五部はA・B・Cに分割する。なお原則として各ブロックにつき五大学とする。

《競技方式》

第五十六条

- ② 加盟校はリーグ戦不出場を本連盟に連絡することができる。不出場を連絡した大学は入替戦に進む。不出場を連絡した大学は入替戦棄権となる。ただし、リーグ内の最下部校が不出場を本連盟に連絡した場合は、入替戦に進まず最下部最下位とする。
- ③ 新規加盟した大学及びリーグ戦に二年連続不出場した大学は最下部最下位とする。

《試合方式》

第五十七条

- ① 出場選手の定員は四人二立の計八名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は六名または七名で試合を行うことが出来る。
- ② 矢数は一選手一立四射で二〇射し、一大学一六〇射とする。
- ③ 一立四人順立とする。
- ④ 一立ごとに先攻は入れ替わるものとする。

《試合会場》

第五十八条

試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第五十九条

原則下位校は附け矢開始四十五分前、上位校は附け矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。但し両校の間に合意がある場合はその限りとしなない。

《立合》

第六十条

- ①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。
- ②立合は主審・副審を以て構成し、同時に審判にあたる。
- ③立合は附け矢三十分前までに試合会場に到着しなければならない。

《立合に対する懲戒》

第六十一条

立合に不都合な行為があつた場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十七条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第六十二条

試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。

《選手の通知》

第六十三条

①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手八名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく出場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

②選手交代の通知については第六十五条に従う。

《選手交代》

第六十四条

- ①試合中の選手交代は、五射目以降認める。
- ②立の途中での選手交代は認めない。
- ③選手交代では立順の変更は認めない。また自立から他の立への移動も認めない。

《選手交代の通知》

第六十五条

- ④選手交代後の再出場は認めない。
 - ⑤競技における選手交代は、各立にこれを認める。
- 選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。

《棄権》

第六十六条

- ①出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。
- ②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。
 - 一、試合当日無断欠席した場合。
 - 二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。
 - 三、出場選手が選手定員に満たない場合。
- ③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十七条に基づき懲戒を行うことが出来る。

《追い越し発射》

第六十七条

前の選手を追い越して離れた場合、追い越した選手の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《順位決定》

第六十八条

各リーグ、ブロック内の順位は勝数によって決定する。但し優勝・最下位以外の順位で勝数が同じであ

る場合、的中率の多少によって順位を決定する。的中率も同じである場合は前年度の順位によって決定する。

《順位決定戦》

第六十九条

①優勝・最下位において勝数が同じである場合、順位決定戦を行う。但し最下部の最下位については順位決定戦を行わない。

②三校以上による順位決定戦が行われた場合の順位は、すべてその結果によって決定する。

《入替戦》

第七十条

各部門で入替戦を行う。

《順位決定戦・入替戦の方式》

第七十一条

順位決定戦・入替戦はリーグ戦と同様の方式に従う。但し三校による試合の場合は、八人三立とし、矢振りによって先攻・中攻・後攻を決定する。また、五校による試合の場合は、八人五立とし、矢振りによって先攻・先中攻・中攻・後中攻・後攻を決定する。

《出場校的中率》

第七十二条

出場校の中率は、該当の大学が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。また、一試合における射数は、試合の参加人数にかかわらず一六〇射とする。

《個人的中率》

第七十三条

個人的中率は、該当の選手が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。

また、個人的中率の表彰資格を得るためには前述の非加算行射を除く試合において六〇射以上の射数が必要とする。

《リーグ戦個人的中記録会出場資格》

第七十四条

以下の条件に該当する大学の選手のみ記録会に参加できる。

①相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が1試合以上3試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

②第七十三条内の非加算行射を除く全ての行射を行っている人物

③暫定の個人表彰該当者と比較し、表彰される可能性のある大学の選手

《東西対抗戦出場資格》

第七十五条

①東西対抗戦出場資格は、個人的中率の表彰資格に準ずる。

②的中率同率の選手が東西対抗戦出場資格を争う場

合は、二〇射を以て決定する。

- ③ 出場可能な人数は、全日本学生弓道連盟の定めるところとする。

《リーグ戦期間中の練習試合について》

第七十六条

リーグ戦第一週から第五週及び入替戦の週においては当連盟に貸出を行う加盟校の道場での練習試合を禁止する。なお順位決定戦の週においては事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。

《入替戦組み合わせ》

第七十七条

① リーグ戦Ⅰ部―Ⅱ部入替戦組合せは、原則として次の通りとする。

一、Ⅰ部五位―Ⅱ部一位

② Ⅱ部―Ⅲ部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

一、Ⅱ部五位―Ⅲ部A一位―Ⅲ部B一位の三校三つ巴戦

③ リーグ戦Ⅲ部―Ⅳ部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

一、Ⅲ部A B五位二校のうちの中率下位―Ⅳ部A

B C 一位三校のうちのの中率一位

二、Ⅲ部A B五位二校のうちのの中率上位―Ⅳ部A

B C 一位三校のうちのの中率二位

三、Ⅲ部A B四位二校のうちのの中率下位―Ⅳ部A

B C 一位三校のうちのの中率三位

④ リーグ戦Ⅳ部―Ⅴ部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

一、Ⅳ部A B C五位三校のうちのの中率一位―Ⅴ部

A B C 一位三校のうちのの中率三位

二、Ⅳ部A B C五位三校のうちのの中率二位―Ⅴ部

A B C 一位三校のうちのの中率二位

三、Ⅳ部A B C五位三校のうちのの中率三位―Ⅴ部

A B C 一位三校のうちのの中率一位

⑤ 本連盟が入替戦の具体的な組み合わせを加盟校に公表する以前に、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した場合、組み合わせは本連盟が裁定する。また、その時の入替戦の組み合わせは、入替戦出場校の中で順位の高い大学が、順位が同じときはその中でよりの中率の高い大学が、優先的に上部への残留・昇格の機会を得られるものとなるよう裁定する。

⑥ 各入替戦における上部でリーグ戦の不出場校又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した大学数が第一項

から第四項までの規定による入替戦試合数を上回るとき、本連盟は入替戦を、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した上部の大学数に試合数が一致するまで設定することができる。但し、この場合における入替戦の組み合わせの裁定は、前項但し書きの規定を準用する。

⑦前項の規定により設定され得る入替戦数が入替戦に出場できる下部の大学数を上回るとき、本連盟は入替戦に出場できる下部の大学数に一致するように入替戦数を設定する。また、上部から入替戦に出場する大学は、昨年度順位が低い大学を優先してこれを決定する。昨年度順位で入替戦出場校が決定しないとき、昨年度の中率が低い大学を優先してこれを決定する。但し、これをもって入替戦出場校を決定することができないとき、抽選によりこれを決定する。

《実施要項への委任》

第七十八条 その他リーグ戦に関する事項は実施要項によって定める。

第三節 女子部リーグ戦規定

《開催期日及び開催期間》

第七十九条

女子部リーグ戦は年一回秋に行う。また、女子部リーグ戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。

《勝敗の決定》

第八十条 勝敗は的中数の多少によって決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第八十一条

①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。

②前項によってもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。
③競射の先攻・後攻は一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。

《参加資格》

第八十二条

参加資格は本連盟女子部に加盟する大学のみにする。

《出場資格》

第八十三条

女子部リーグ戦選手登録については、第五十三条に準じる。

《リーグ編成》

第八十四条

①加盟校は一部・二部・三部・四部・五部に分類し、二部・五部はA・Bに分割、三部・四部はA・B・Cに分割する。なお原則として各ブロックにつき五大学とする。

②加盟校は女子部リーグ戦不出場を本連盟に連絡することができる。不出場を連絡した大学は入替戦に進む。不出場を連絡した大学は入替戦棄権となる。ただし、リーグ内の最下部校が不出場を本連盟に連絡した場合は、入替戦に進まず最下部最下位とする。

③新規加盟した大学及び女子部リーグ戦に二年連続不出場した大学は最下部最下位とする。

《競技方式》

第八十五条 競技はリーグ方式による総当たり制とする。

《試合方式》

第八十六条 ①出場選手の定員は四名とする。但し、出場選手が

定員に満たない場合は三名で試合を行うことが出来る。

②矢数は一選手一立四射で二〇射し、一大学八〇射とする。

③一立四人順立とする。

《試合会場》

第八十七条 試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第八十八条 原則下位校は附け矢開始三十五分前、上位校は附け

矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。但し両校の間に合意がある場合はその限りとしなない。

《立合》

第八十九条

①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。
②立合は主審・副審を以て構成し、同時に審判にあたる。

③立合は附け矢三十分前までに試合会場に到着しなければならぬ。

《立合に対する懲戒》

第九十条

立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十七条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第九十一条

試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。

《選手の通知》

第九十二条

①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手四名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく出場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

②選手交代の通知については第九十二条に従う。

《選手交代》

第九十三条

①試合中の選手交代は、五射目以降認めない。
②立の途中での選手交代は認めない。
③選手交代では立順の変更は認めない。また自立から他の立への移動も認めない。

④ 選手交代後の再出場は認めない。

⑤ 競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《選手交代の通知》

第九十四条

選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。

《棄権》

第九十五条

- ① 出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。
- ② 次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。
 - 一、試合当日無断欠席した場合。
 - 二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。
 - 三、出場選手が選手定員に満たない場合。
 - ③ 正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十七条に基づき懲戒を行うことが出来る。

《追い越し発射》

第九十六条

前の選手を追い越して離れた場合、追い越した選手の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《順位決定・順位決定戦・入替戦》

第九十七条

順位決定・順位決定戦・入替戦については第六十八条・第六十九条・第七十条に準じる。

《順位決定戦・入替戦の方式》

第九十八条

順位決定戦・入替戦はリーグ戦と同様の方式に従う。但し三校による試合の場合は、矢振りによって先攻・中攻・後攻を決定する。また、五校による試合の場合は、四人五立とし、矢振りによって先攻・先中攻・中攻・後中攻・後攻を決定する。

《出場校の中率》

第九十九条

出場校の中率は、該当の大学が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。また、一試合における射数は、試合の参加人数にかかわらず八〇射とする。

《個人的中率》

第一〇〇条

個人的中率は、該当の選手が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。

また、個人的中率の表彰資格を得るためには前述の非加算行射を除く試合において六十射以上の射数を必要とする。

《女子部リーグ戦個人的中記録会出場資格》

第一〇一条

以下の条件に該当する大学の選手のみ記録会に参加できる。

① 相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が1試合以上3試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

② 第一〇〇条内の非加算行射を除く全ての行射を行っている人物

③ 暫定の個人表彰該当者と比較し、表彰される可能性のある大学の選手

《女子東西対抗戦出場資格》

第一〇二条

① 女子東西対抗戦出場資格は、個人的中率の表彰資格に準じる。

② 的中率同率の選手が女子東西対抗戦出場資格を争う場合は、二〇射を以て決定する。

③ 出場可能な人数は、全日本学生弓道連盟の定めるところとする。

《リーグ戦期間中の練習試合について》

第一〇三条

リーグ戦第一週から第五週及び入替戦の週においては当連盟に貸出を行う加盟校の道場での練習試合を禁止する。なお順位決定戦の週においては事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。

《入替戦組み合わせ》

第一〇四条

① 女子部リーグ戦一部―□部入替戦組み合わせは、

リーグ戦□部―■部入替戦組み合わせに準じる。

② 女子部リーグ戦□部―■部入替戦組み合わせは、リーグ戦■部―△部入替戦組み合わせに準じる。

③ 女子部リーグ戦■部―△部入替戦組み合わせは、リーグ戦△部―◁部入替戦組み合わせに準じる。

④ 女子部リーグ戦△部―◁部入替戦組み合わせは、次の通りとする。

一、△部ABC五位のうちの中率三位―◁部AB一位二校のうちの中率上位

二、△部ABC五位のうちの中率二位―◁部AB一位二校のうちの中率下位

三、△部ABC五位のうちの中率一位―◁部AB一位二校のうちの中率上位

⑤ 本連盟が入替戦の具体的な組み合わせを加盟校に公表する以前に、女子部リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した場合、組み合わせは本連盟が裁定する。また、その時の入替戦の組み合わせは、入替戦出場校の中で順位のより高い大学が、順位が同じときはその中でよりの中率の高い大学が、優先的に上部への残留・昇格の機会を得られるものとなるよう裁定する。

⑥ 各入替戦における上部で女子部リーグ戦の不出場校又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した大学数が

第一項から第四項までの規定による入替戦試合数を上回るとき、本連盟は入替戦を、女子部リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した上部の大学数に試合数が一致するまで設定することができ。但し、この場合における入替戦の組み合わせの裁定は、前項但し書きの規定を準用する。

⑦前項の規定により設定され得る入替戦数が入替戦に出場できる下部の大学数を上回るとき、本連盟は入替戦に出場できる下部の大学数に一致するように入替戦数を設定する。また、上部から入替戦に出場する大学は、昨年度順位が低い大学を優先してこれを決定する。昨年度順位で入替戦出場校が決定しないとき、昨年度の中率が低い大学を優先してこれを決定する。但し、これをもって入替戦出場校を決定することができないとき、抽選によりこれを決定する。

《実施要項への委任》

第一〇五条 その他女子部リーグ戦に関する事項は実施要項によって定める。

第四節 新人戦規定

《開催期日及び開催期間》

第一〇六条 新人戦は年一回春に行う。また、新人戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。

《勝敗の決定》

第一〇七条 勝敗は的中数の多少によって決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第一〇八条 ①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。

②前項によってもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。
③競射の先攻・後攻は一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。

《参加資格》

第一〇九条

①参加資格は本連盟に加盟する大学のみにする。
②一大学二チームまで参加を認める。

《出場資格》

第一一〇条

①リーグ戦・女子リーグ戦に出場した選手は、新人戦に出場することが出来ない。なお順位決定戦・入替戦に出場した選手も同様とする。
②一大学二チーム参加する場合、選手はどちらか一方のチームのみ出場することが出来る。

《選手登録》

第二十一条 ①参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手

を選手登録しなければならない。

②選手登録がされていない選手が出場した場合、当該選手の矢は全て外れとする。

③一大学二チーム参加する場合、選手はどちらか一方のみに登録しなければならない。

《女子の選手について》

第二十一条 ①新人戦には女子の出場も可能とし、女子出場人数

の上限は設けないものとする。

②新人戦に選手登録された女子の選手は女子部新人戦に選手登録することが出来ない。

《競技方式》

第二十一条 競技はトーナメント方式とする。

《試合方式》

第二十一条 ①出場選手の定員は六名とする。但し、出場選手が

定員に満たない場合は五名または四名で試合を行うことが出来る。

②矢数は一選手一立四射で二〇射し、一チーム二二〇射とする。

③一立六人山立とする。

《試合会場》

第二十一条 試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第二十一条 原則下位校は附け矢開始二十五分前、上位校は附け

矢開始二十分前を目安に会場に到着すること。但し両校の間に合意がある場合はその限りとしなない。

《立合》

第二十一条 ①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。

②立合は主審・副審を以て構成し、同時に審判にあたる。

③立合は附け矢二十分前までに試合会場に到着しなければならぬ。

《立合に対する懲戒》

第二十一条 立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当

事校・立合の双方から事実確認の上、第二十七条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第二十一条 試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。

《控えについて》

第二十一条 控えの人数は無制限とする。

《選手の通知》

第二十一条 ①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手

六名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならぬ。通知なく出場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

②選手交代の通知については第一二三条に従う。

《選手交代》

第一二二条

- ①試合中の選手交代は、五射目以降認めず。
- ②立の途中での選手交代は認めない。
- ③選手交代では立順の変更は認めない。また自立から他の立への移動も認めない。
- ④選手交代後の再出場は認めない。
- ⑤競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《選手交代の通知》

第一二三条

選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。

《棄権》

第一二四条

- ①出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。
- ②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。
 - 一、試合当日無断欠席した場合。
 - 二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。
 - 三、出場選手が選手定員に満たない場合。
- ③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十七条に基づき懲戒を行うことが出来る。

《追い越し発射》

第一二五条

前の選手を追い越して離した場合、追い越した選手の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《新人戦期間中の練習試合について》

第一二六条

- ①新人戦に出場する大学は新人戦期間中の練習試合を原則禁止とする。
- ②当連盟が定める期日までに当連盟に連絡し許可された場合のみ、練習試合を認める。

《実施要項への委任》

第一二七条

その他新人戦に関する事項は実施要項によって定める。

第五節 女子部新人戦規定

《開催期日及び開催期間》

第一二八条

女子部新人戦は年一回春に行う。また、女子部新人戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。

《勝敗の決定》

第一二九条

勝敗は的中数の多少によって決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第一三〇条

①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。

- ②前項によってもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。
- ③競射の先攻・後攻は一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。

《参加資格》

第一三一条

- ①参加資格は本連盟女子部に加盟する大学が有するが、女子部に加盟していない大学の参加も認める。
- ②一大学二チームまで参加を認める。

《出場資格》

第一三二条

- ①女子部リーグ戦に出場した選手は、新人戦、女子部新人戦に出場することが出来ない。なお、順位決定戦・入替戦に出場した選手も同様とする。
- ②一大学二チーム参加する場合、選手はどちらか一方のチームのみ出場することが出来る。

《選手登録》

第一三三条

女子部新人戦選手登録については、第一一条に準じる。

《競技方式》

第一三四条

競技はトーナメント方式とする。

《試合方式》

第一三五条

①出場選手の定員は四名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は三名で試合を行うことが出

来る。

- ②矢数は一選手一立四射で二〇射し、一チーム八〇射とする。
- ③一立四人順立とする。

《試合会場》

第一三六条

試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第一三七条

原則下位校は附け矢開始三十五分前、上位校は附け矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。ただし両校の間に合意がある場合はその限りとしない。

《立合》

第一三八条

- ①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。
- ②立合は主審・副審を以て構成し、同時に審判にあたる。
- ③立合は附け矢三十分前までに試合会場に到着しなければならぬ。

《立合に対する懲戒》

第一三九条

立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十七条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第一四〇条

試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。

《控えについて》

第一四一条 控えの人数は無制限とする。

《選手のお知らせ》

第一四二条

①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならぬ。通知なく出場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

②選手交代の通知については第一四四条に従い、五射目より選手交代を認める。

《選手交代》

第一四三条

①試合中の選手交代は、五射目以降認めぬ。

②立の途中での選手交代は認めぬ。

③選手交代では立順の変更は認めぬ。また自立から他の立への移動も認めぬ。

④選手交代後の再出場は認めぬ。

⑤競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《選手交代のお知らせ》

第一四四条

選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。

通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。

《棄権》

第一四五条

①出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。

②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の

上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。

一、試合当日無断欠席した場合。

二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。

三、出場選手が選手定員に満たない場合。

③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十七条に基づき懲戒を行うことが出来る。

《追い越し発射》

第一四六条

前の選手を追い越して離れた場合、追い越した選手の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《女子部新人戦期間中の練習試合について》

第一四七条

①女子部新人戦に出場する大学は女子部新人戦期間中の練習試合を原則禁止とする。

②当連盟が定める期日までに当連盟に連絡し許可された場合のみ、練習試合を認める。

《実施要項への委任》

第一四八条

その他女子部新人戦に関する事項は実施要項によって定める。

第六節 百射会規定

《開催期日》

第一四九条 百射会は年一回春に行う。

《勝敗の決定》

第一五〇条 順位は的中数の多少によって決定する。優勝者が同中の場合のみ連中数により決定し、連中数も同中の場合には優勝決定基準とする連中数をより早く達成した者を優勝者とする。この基準達成が同時の場合のみ競射にて優勝者を決定する。

《参加資格》

第一五一条 参加資格は本連盟に加盟する大学に限るものとする。

《出場資格》

第一五二条 ①百射会の出場資格は、原則として各大学一名が有する。
②但し立に余りが生じた場合、前年度の百射会上位の大学から順に最大で一名までの追加を認める。その際、同順位の場合は連中数の多い者を上位とみなす。

《選手登録》

第一五三条 ①参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手を選手登録しなければならない。
②選手登録の締切り以降、選手の変更は原則認めない。

《試合方式》

第一五四条 ①一選手一立四射で百射とし、立射、射込み形式と

する。

②一、一立の制限時間は五分とする。

二、弦が切れた場合等、射場審判が必要とした場合のみ一分間の延長を認める。

《実施要項への委任》

第一五五条 その他百射会に関する事項は実施要項によって定める。

第七節 女子部記録会規定

《開催期日》

第一五六条 女子部記録会は年一回春に行う。

《勝敗の決定》

第一五七条 順位は的中数の多少によって決定する。優勝者が同中の場合のみ連中数により決定し、連中数も同中の場合には優勝決定基準とする連中数をより早く達成した者を優勝者とする。この基準達成が同時の場合のみ競射にて優勝者を決定する。

《参加資格》

第一五八条 参加資格は本連盟女子部に加盟する大学に限るものとする。

《出場資格》

第一五九条 ①女子部記録会の出場資格は、原則として各大学二

名が有する。

②但し立に余りが生じた場合、前年度の女子部記録会上位の大学から順に最大で一名までの追加を認める。その際、同順位の場合は連中数の多い者を上位とみなす。

《選手登録》

第一六〇条

①参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手を選手登録しなければならない。
②選手登録の締切り以降、選手の変更は原則認めない。

《試合方式》

第一六一條

①一選手一立四射で四〇射とし、立射、射込み形式とする。
②一、一立の制限時間は五分三十秒とする。
二、弦が切れた場合等、射場審判が必要とした場合のみ一分間の延長を認める。

《実施要項への委任》

第一六二条 その他女子部記録会に関する事項は実施要項によって定める。

第八節 全関東学生弓道選手権大会規定

《開催期日》

第一六三条 全関東学生弓道選手権大会は年一回春に行う。

《勝敗の決定》

第一六四条 勝敗は的中数の多少によって決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第一六五条 ①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。
②前項によってもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。

《参加資格》

第一六六条

①参加資格は本連盟及び関東学生弓道連盟に加盟する大学が有する。
②女子団体戦には、女子部に加盟していない大学の参加を認める。

《出場停止処分》

第一六七条

大会の運営に支障をきたす行為があつた場合、また学生にあるまじき不都合な行為があつた場合、団体・個人に関わらず本連盟の裁量において当該大学に対し懲戒処分を行う。

《選手登録》

第一六八条

①参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手を選手登録しなければならない。
②選手登録がされていない選手が出場した場合、当該選手の矢は全て外れとする。

《男子団体戦》

第一六九条

本連盟委員長が事情ありと認めた場合、男子団体戦への女子出場を二名まで可能とする。なお、男子として参加した女子は女子団体戦に出場することが出来ない。但し個人戦については女子として扱うこととする。

《競技方式》

第一七〇条

本大会では、男子団体戦・男子個人戦・女子団体戦・女子個人戦を行う。

《試合方式》

第一七一条

①男子団体戦は次の規定を以て行う。

- 一、出場選手の定員は六名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は五名または四名で試合を行うことが出来る。
- 二、矢数は一選手一立四射し、一大学二十四射とする。
- 三、選手交代はこれを認める。但し第六十四条第一項は適用しない。
- 四、試合方法は次の方法に依る。
 - イ、予選上位二十四大学を通過とする。
 - ロ、決勝はトーナメント方式で行う。なお予選上位八大学をシードとする。
 - ハ、決勝トーナメントは坐射で行う。

五、イ、一立の制限時間は一〇分とする。但し優勝決定戦、三位決定戦においては制限時間を設けないものとする。

ロ、弦が切れた場合等、射場審判が必要と認められた場合のみ制限時間の一分間の延長を認める。

②女子団体戦は次の規定を以て行う。

- 一、出場選手の定員は三名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は二名で試合を行うことが出来る。
- 二、矢数は一選手一立四射し、一大学十二射とする。
- 三、選手交代はこれを認める。但し、第九十一条第一項は適用しない。
- 四、試合方法は次の方法に依る。
 - イ、予選上位二十四大学を通過とする。
 - ロ、決勝はトーナメント方式で行う。なお予選上位八大学をシードとする。
 - ハ、決勝トーナメントは坐射で行う。
- 五、イ、一立の制限時間は六分とする。但し、優勝決定戦、三位決定戦においては制限時間を設けないものとする。
- ロ、弦が切れた場合等、射場審判が必要と認め

めた場合のみ制限時間の一分間の延長を認める。

③男子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 一手一中以上通過

二、第二次予選 一手皆中通過

三、第三次予選 一手皆中通過

四、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八

寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

④女子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 四射二中以上通過

二、第二次予選 一手一中以上通過

三、第三次予選 一手皆中通過

四、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八

寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

《選手交代》

第一七二条

①予選同中競射の際の交代はこれを認める。また一本競射に移る際の交代もこれを認める。

②決勝トーナメントでは予選の立順とは関係なく立順を登録することが出来る。また決勝トーナメントでは一回戦から優勝決定戦まで各立での選手交代を認める。但し、トーナメント開始後に交代し

た選手の再出場及び立順移動はこれを認めない。また決勝トーナメントの同中競射における選手交代はこれを認めない。

③選手交代は当該立が本座に進むまでに済ませること。競射の場合にもこれを適用する。

《棄権》

第一七三条

①団体戦において、第一控えに進む際に立が揃わない場合、その時点で着席している選手以外の出場を認めない。

②個人戦において、自身が属する立が本座に進んだ後に遅れて出場することはこれを認めない。

《追い越し発射》

第一七四条

前の選手を追い越して離れた場合、追い越した選手の前を外れとする。なお基準は離れとする。

《実施要項への委任》

第一七五条

その他本大会に関する事項は実施要項によって定める。

平成二十六年九月改正

平成二十六年十二月改正

平成二十七年九月改正

平成二十七年十二月改正

平成二十八年九月改正

平成二十八年十二月改正

平成二十九年九月改正

平成二十九年十二月改正

平成三十年九月改正

平成三十年十二月改正